

地公退ニエース

No. 87
2008. 12. 16
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F

地公退職者協議会

発行人 川端 邦彦

03 3262 564

二〇〇九年の年金額 物価が上がっても年金はこいてこない

△抛出建てに変わった二〇〇四年制度改定▽

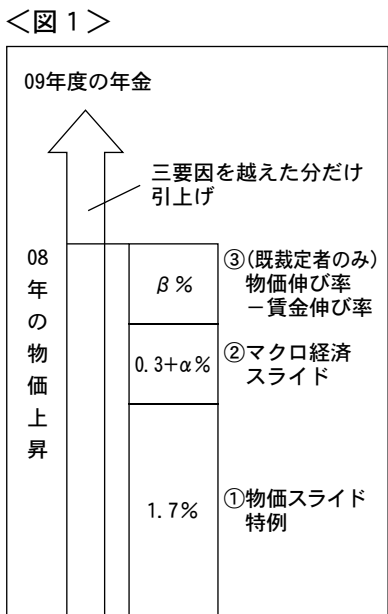
二〇〇四年の年金大改定は多くの要素を含んでいるが、最大の变化は従来の給付建て（年金の受取額を決めておいてそれに要する保険料を変動させる）から抛出建て（保険料を決めておいてその範囲で受取額を変動させる）に変わったことである。年金額はこれまでのところ目立った抑制が顕在化していないので変化の実感はないが、いわば枠組みの転換であった。この結果新制度にはマクロ経済スライドという給付抑制が組み込まれた。

△二〇〇九年の年金額は▽（図1）

例年一月末に前年の消費者物価指数表に合わせて新年度の年金改定が発表される。〇八年はある程度の物価上昇が予測されており、単純に物価スライドすれば年金は引き上げられる筈だが〇九年の改定はそうならないことが想定される。

これは次の
三要因が働く
かもしれない
からである。

- ①物価スライド特例、②マクロ経済スライド、③既裁定者に対する賃金スライド。



△物価スライド特例▽（図2）

かつて被用者年金額は五年に一度の再計算ごとに可処分所得スライド（賃金の伸び）で改定されてきたが、二〇〇〇年改定により給付抑制を狙って既裁定者については物価スライドに切り替えられた。この後物価下落があり、改定ルールに従えば三年間で一・七%減額となるはずだったが、激変緩和として特例的に据え置かれた。いわばツケ扱いで、今後物価が上昇した時はまずこれを吸収するまで引き上げを相殺することとされている。

＜図2＞ 年金額スライドの経緯
2000～02年度で累積1.7%減額されなかった

| 年 | 1999 | 2000 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 |
|------------------|------|------|------|------|------|-----|------|-----|-----|
| 消費者物価前年比 (%) | -0.3 | -0.7 | -0.7 | -0.9 | -0.3 | 0.0 | -0.3 | 0.3 | 0.0 |
| 年度 | 2000 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 | 06 | 07 | 08 |
| 国民・厚生年金スライド率 (%) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | -0.9 | -0.3 | 0.0 | -0.3 | 0.0 | 0.0 |

△マクロ経済スライド▽（図3）

抛出建てに見合うように給付を抑制する手法として二つの調整が行われる。第一は支え手（年金被保険者数）の減少に対応して年金増額を抑制する仕組みで、「過去三年間の平均で毎年変動する調整率（実績進捗）」により調整する。この制度を導入した時点では〇四～二五年の平均で「〇・六%」と想定されていた。〇九年度年金額に反映する調整率は過去三年間のデータのをもとに社会保障審議会・年金数理部会で検討されるが「〇・一%」（図1の α ）程度で

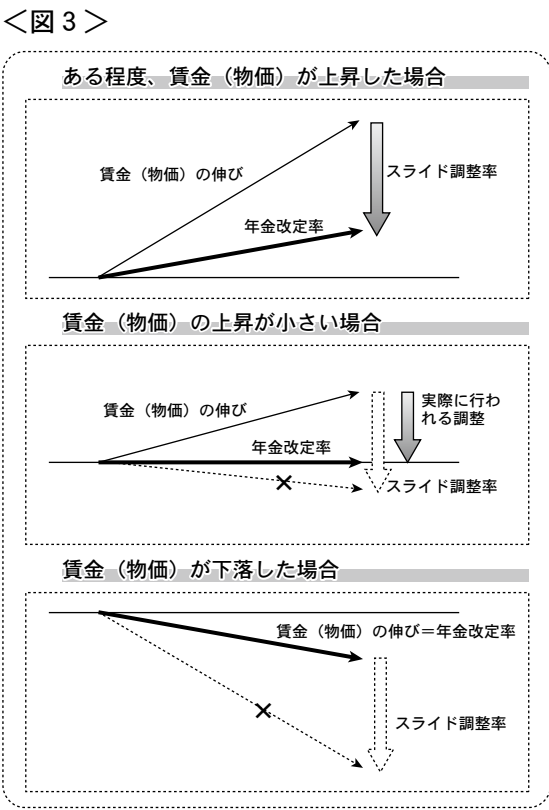
はないかという見方がある。

第二は受給者の増加（平均余命の伸び）に対応して年金増額を抑制する仕組みで、「将来見通し平均の調整率」により〇四～二五年の期間中「〇・三%」を定数扱いすることになっている。

制度発足時に調整率〇・九%と説明されたのは平均余命の〇・三%と被保険者減少の二一年間平均予測〇・六%を合計したもののだが、後者は毎年変わる数値で調整率はその年毎に決まることになる。

年金スライドは、「新規裁定者」六七歳に達する年度まで「一人当たり手取り賃金の伸び率」「可処分所得スライド」で、「既裁定者」六八歳に達した年度以降は「物価スライド」とされているので、それぞれ前年の賃金・物価の伸び率から上記二つの調整率合計マクロ経済調整率を差し引いてスライドすることとなる。〇九年について仮に被保険者数減少調整が〇・一%であれば平均余命調整〇・三%と合計して〇・四%が調整率抑制される。

なお、マクロ経済スライドは上記の物価スライド特例一・七%の解消後に発動される。また、この調整は増額抑制であり、減額には働かない。



△既裁定者の賃金スライド▽

一般に賃金の伸び率が物価の伸び率を上回ると想定され、この場合の抑制効果を狙って既裁定者については伸び率が低いと思われる物価スライドに切り替えられた。しかし逆に物価上昇が賃金上昇を上回った場合はこの趣旨により既裁定者も低いほうの賃金スライドを適用（新規裁定者と同率）すると定められている。〇九年についてはこのケースになるのではないかという見方もありその場合既裁定者は物価スライド特例・マクロ経済スライドに加えて物価と賃金の差を抑制されることとなる。（図1の β ）

△地公退・退職者連合の要求▽

物価が上がっても年金額が増えなければ、名目年金水準維持にとどまり実質年金は確実に低下する。地公退は統一要求でマクロ経済スライド廃止と全ての受給者を賃金スライドに切り替えることを要求している。また、退職者連合は物価スライド特例の廃止ツケ扱いをやめよと要求している。これらの年金抑制をやめさせるために決意を新たにしたい。

被用者年金一元化法案、廃案か

二〇〇七年四月一三日に国会に提出された「被用者年金一元化法案」はその後審議されることなく今日を迎えている。この法案は小泉内閣が郵政解散勝利の勢いを駆って公務員叩きの意図で検討を指示したことから始まった。

法案は共済年金を廃止して厚生年金に統合する結論となった。検討過程の当初には相当乱暴な議論もあったが関係者の努力や客観的事実の積み重ねにより共済制度として被害を一定程度にとどめた到達点となった。しかし争点となった追加費用の削減について対象と減額幅は圧縮されたものの制度の筋道に反する削減が含まれたままであることや、年金の三階にあたる職域部分の廃止とそれに代わる新制度の検討が未着手であることなどの問題を含んでいる。

また、この法案にはパート労働者の厚生年金加入（三一〇万人中一五万人しか加入対象とならず当時の安倍首相の大言壮語は殆ど詐欺であった）と政令指定都市共済の市町村共済連合会加入など一元化そのものではない要素も含まれている。

法案はこれまで継続審議扱いで国会をくぐってきたが、解散前の国会で審議・可決される見通しは殆ど無く、衆議院が解散されると廃案となる。

廃案後の新たな法案の検討が被用者年金の範囲内で今次法案の手直し・継承となるか、国民年金を含めたあり方の抜本的検討となるかは総選挙後に成立する政権の政策と判断により大きく異なる。また、一括して扱われていたパート加入や指定都市共済のあり方は大掛かりな一括法に時間がかかるようであれば単独での法改正が必要となる場合もありうる。

いずれにしても再検討により今次法案より後退する議論が再燃しないよう取り組み、共済組合が持っていた民主的運営の仕組みを維持し出来るだけ速やかに厚生年金でも実現すること、事務処理機関としての共済組合を存続させることを軸に今後の制度議論に意見反映する必要がある。

実効ある介護報酬改定を

二〇〇九年度の介護報酬改定は制度施行以来三回目となる。介護の社会化という高い理念で出発した介護保険制度だが過去二回のマインナス改定の影響によって介護労働者の人材不足が深刻化し、制度の存続自体が危惧される状況に至っており、介護労働者の処遇改善による介護人材の確保と定着が改定議論の焦点となっている。多くの関係者の努力の結果一月一四日の第五八回社会保障審議会介護給付費分科会では「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策」により保険料の引き上げを回避しつつ、二〇〇九年度の介護報酬が三％引き上げられることになり、これにより介護労働者の賃金を月二〇、〇〇〇円引き上げることができると説明されている。問題は介護報酬の改善が、対策の目的である「介護従事者の処遇改善」に使われるかどうかである。

性善説にたつて経営者の良識に全てを委ねるべきだという主張もなされているが、一、二〇〇億円という公費を投入する以上、報酬改定を介護労働者の処遇改善に誘導するための仕組みづくりが不可欠である。介護給付費分科会の「審議報告（たたき台）」（一二月三日）では、国、事業者団体に「ガイドライン」の作成を求めているが、経営者団体を中心に経営の自由を侵害するものとして強い反対がある。年末から年明けにか



けて、自治労などが主張する労働者への分配を誘導するガイドラインの作成や事業所等での給与情報公表制度、サービス提供責任者の常勤要件を緩和しないこと等をめぐり議論が展開されていくことになる見通しである。最終段階に入った審議会対策・国会対策・省庁対策を注視・支援し、制度と理念を発展させる必要がある。

度し難い定額給付金

政府・与党は経済対策の一環と称して「定額給付金」なる施策を主張している。

麻生内閣は各方面で失態を重ねているが、これはその中でも極め付きといえる。

第一に二兆円もの支出を予定しているのに内容・取り扱いが極端に迷走している。当初は減税と伝えられたが非課税者に利益が及ばないことを指摘されて給付に切り替えた。所得制限はなし↓あり↓を経て自治体毎にどっちもありという無責任ぶり。必要な予算措置を盛り込んだ第二次補正予算は年内提出宣言を翻して年度内提出に言い直し。いかにお粗末な思いつきであるかを示している。

第二に施策の意味・効果がない。政府は効果として景気刺激を口にしたが大半の調査機関は経済効果は限定的と見通している。また、本来最も給付を必要とする低所得者はホームレスやDV被害者など住民基本台帳に記録のない者が排除されているし、生活保護受給者の収入認定も明らかでない。

二兆円あれば真に必要なとする人々のためになる体系性と有効性をもった施策が実施できる。

与党の選挙対策に国費を濫用することは許されない。第三に事務処理が困難である。一月の総務省説明会では、二転三転した思いつき給付の事務を自治体に押し付け、年度内に支給せよとしたが事務は膨大なものになる。しかも単発事業なので次年度以降は事務の蓄積がない。約八〇〇億円の事務費がかかると見られているが、混乱なく事務処理が進むとは思えない。

通常は政権与党を応援する保守メディアすら愛想を尽かす「定額給付金」を許してはならない。

舵取りを任せられない麻生内閣

市場原理主義者たちがアメリカ・スタンダードをグローバル・スタンダードと言い張って全世界をカジノ経済に巻き込んだ挙句アメリカ発の金融危機を引き起こし、世界経済は大きな混乱の渦に巻き込まれた。また、「貿易収支の赤字を資本収支で埋めて際限なく消費するアメリカと、アメリカへの輸出・資本投入を続ける諸国」という歪んだ国際経済の構造はこれ以上続けられないことが明らかになった。日本政府は市場原理主義のお先棒を担いで、実体経済の軽視・利札切り札賛を主導するとともに地域や所得水準による深刻な格差を作り出した。また実体経済では健全な内需拡大を促すことなく輸出依存の構造を推進してきた。

世界はこの危機を脱するために新たな金融・経済秩序づくりに向けて動き始めている。このときに当たって麻生内閣は無策以前の滑稽劇を演じ続けており、このまま推移すれば確実に日本は新秩序形成に参画できないまま結果を押しつけられることとなる。

カジノ経済のアメリカの消費に依存する経済が成り立たなくなつた今、公共の力で市場に一定の規制を加えることと内需拡大・再分配による社会的調整によって安定した社会を作り出す政策を速やかに実施しなければならぬ。

社会保障の機能強化で地域や所得水準による格差を是正し、健全な内需拡大を実現できる。教育・保育・医療・介護などのサービスは金のあるものだけが市場で調達できる仕組みではなく必要に応じて公的・社会的に供給されるべきである。教育・地球環境保全に戦略的な投資が行われるべきである。

総選挙で政権交替することでしかこれらを実現することはできない。